

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています

【基本診療料について】

情報通信機器を用いた診療
障害者施設等10対1入院基本料
特殊疾患入院施設管理加算
療養環境加算
後発医薬品使用体制加算 3
看護補助体制充実加算 1 (障害者施設等入院基本料の注10)
夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)
診療録管理体制加算 3
データ提出加算 1・3 口(医療法上の許可病床数が200床未満)
感染対策向上加算 3 (サーベイランス強化加算)
医療DX推進体制整備加算
外来・在宅ベースアップ評価料 1
歯科外来・在宅ベースアップ加算 1(歯科)
入院ベースアップ評価料 46
医療機器安全管理料 1

【特掲診療料について】

神経学的検査
CT撮影(16列以上64列未満マルチスライス型機器)
脳血管リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
障害児(者)リハビリテーション料
クラウン・ブリッジ維持管理料(歯科)
CAD/CAM冠(歯科)

【入院時食事療養費】

入院時食事療養費(Ⅰ)・入院時生活療養費(Ⅰ)

【その他の届出】

酸素の購入価格の届出

2024年診療報酬改定に伴う加算に係る掲示について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています

【医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供出来るよう取り組んでおります。

オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認出来る体制を整備し診療に活用します。
正確な情報を取得、活用する為にマイナ保険証による資格確認にご理解ご協力お願い致します。

【一般名処方加算】

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品について、
特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって必要な医薬品が
提供しやすくなります。
お薬についてご不明な点がございましたら医師、薬剤師にお尋ねください。

【後発医薬品体制加算】

当院では入院、外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っています。
医薬品の供給が不足した場合は医薬品の処方の変更等に対して適切な対応を行います。
その場合は十分な説明の上、投与する薬剤が変更になる場合がありますのでご了承ください。

【情報通信機器を用いた診療】

当院では情報通信機器を用いた診療を行っております。
初診から情報通信機器を用いた診療を受けられる患者さんに対して
向精神病薬の処方は行っておりません。

【その他】

「明細書の発行について」
当センターでは、領収書を発行するに当たって診療明細書を無料交付しております。
公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い患者さまにも診療明細書を発行致します。
診療明細書には薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されます。
ご家族や代理の方への交付を含めて、診療明細書をご希望されない方は窓口へお申し出ください。

長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

診療報酬改定により2024年10月1日から長期収載品を患者さん自身で希望した際に選定療養費として

自己負担が発生します。

※長期収載品とは・・・後発医薬品（ジェエリック医薬品）がある先発医薬品

【対象】

- ・院内処方、院外処方
- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品　※注射剤も対象

【対象外となる場合】

- ・医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合、後発医薬品の提供が困難な場合
(バイオ医薬品については対象外となります)

【自己負担額】

- ・長期収載品の金額と後発医薬品内の最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院内処方の場合は当センター、院外処方の場合は調剤薬局となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度(重度・こども・ひとり親などの医療受給者証をお持ちの方)をご利用の場合も負担の対象となります。